

中野区温暖化対策推進オフィスの廃止及び廃止後の施設活用について

1 中野区温暖化対策推進オフィス廃止後の施設活用

中野区地球温暖化防止条例（以下「条例」という。）第9条の2第1項の規定に基づき事業者に貸付けを行っている中野区温暖化対策推進オフィス（中野五丁目4番7号）（以下「オフィス」という。）については、新しい中野をつくる10か年計画（第3次）において、現在の賃貸借契約終了後、売却することとしていたが、区政課題の解決を図る観点から総合的に検討した結果、地域の懸案事項である区民活動センターの整備及び喫緊の課題である保育定員の確保に活用することとした。

なお、今後、平成30年3月31日の現賃貸借契約満了後のオフィス廃止に伴い、必要となる条例の改正手続きを進める。

2 施設整備の概要

オフィスの地下2階から地上6階までの改修とともに、必要な電気・機械設備等の更新を行う。

(1) 昭和区民活動センターの整備（約1,300㎡）※地下2階（機械室）等を除く

地下1階、地上1階の一部及び3階～5階に昭和区民活動センターを整備する。各室の配置等については、今後、地域と調整を図り、設計を進めることとし、平成32年度の前半の開設を予定する。

なお、現昭和区民活動センターの跡活用については、今後検討を行う。

(2) 民間認可保育所の誘致（約470㎡、定員約70名）

地上1階の一部及び2階を活用し、認可保育所を整備・運営する民間事業者を公募により誘致・選定し、平成31年4月に開設する。

(参考) オフィスの施設概要

- ・敷地面積：571.62㎡
- ・建築面積：344.03㎡
- ・延床面積：2,132㎡
- ・建物構造：SRC造
- ・建物規模：地下2階、地上6階
- ・建築年月：平成9年11月

3 今後のスケジュール（予定）

平成29年第3回定例会	条例改正案の提案
平成31年4月	民間認可保育所開設
平成32年度 前半	区民活動センター開設